

神奈川県立かながわ労働プラザ
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

令和7年7月

1 委員会委員（◎は座長）

委員名	職業等	委員区分
新保 謙輔	公認会計士、税理士	経理識見者
中澤 良幸 (第1回委員会)	中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンター係員	施設利用者代表
古郡 学 (第2回委員会)	中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンター係員	施設利用者代表
細川 良	青山学院大学法学部教授	学識経験者
◎松本 陽子	特定社会保険労務士	労務管理識見者
横溝 久美	弁護士	法務識見者

2 スケジュール

令和6年10月30日	第1回委員会開催（選定基準等を協議）
令和7年4月21日	募集要項配布
令和7年4月21日	質問の受付
令和7年5月1日	現地説明会 参加団体 3団体
令和7年6月16日	募集受付終了 応募団体 1団体
令和7年7月3日	第2回委員会開催（申請内容の評価点等を協議）

3 評価の実施方法

(1) 会議の公開・非公開について

面接評価の部分については公開、協議・評価の部分については、神奈川県情報公開条例第25条第2号「会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」の規定に該当することから非公開とした。

(2) 書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

申請書類の受理後、神奈川県産業労働局雇用労政課において、神奈川県暴力団排除条例に基づく県警本部への照会等の資格審査を行うとともに、申請書類一式を外部評価委員会に事前送付した。

委員会において、提案者によるプレゼンテーションの後、各委員による質疑を行う面接評価を実施した。

(3) 外部評価委員会の得点の決定方法

面接評価実施後、選定基準に基づき、各委員の仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準（次ページに記載）

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (プラザ条例)	評価の対象とする申請書類の該当箇所	
I サービスの向上 (55点)	(1)	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	施設運営の考え方、運営方針等	指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注)委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	10	第5条第1号 第5条第3号	(様式2) 1(1)
		施設の維持管理	施設・設備の維持管理	清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務、管理施設の適切な修繕等についての実施方針	5	第5条第3号 第5条第4号	(様式2) 1(2)
	(3)	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供するための施設であることを踏まえつつ、労働者に限らず、より多くの利用を促すための、施設利用者のニーズに応じた取組より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	15	第5条第1号 第5条第3号	(様式2) 1(3)ア(ア) (様式2) 1(3)ア(イ)
			施設の利用促進	施設の利用促進	施設の利用促進		5
		利用者への対応	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 手話言語条例への対応	5	(様式2) 1(3)イ		
		利用料金	利用料金の設定、減免の考え方	5	(様式2) 1(3)ウ		
	(4)	事故防止等安全管理	日常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5	第5条第3号	(様式2) 1(4)ア
			緊急時の対応	事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 急病人等が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等)	5		(様式2) 1(4)イ
	(5)	地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携	地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	第5条第3号	(様式2) 1(5)
	II (20点) 節減努力等の	(6)	節減努力等	指定管理料の提案額	$\frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から20\%節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額(積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額)}} \times 20$	20	第5条第5号
III 団体の業務遂行能力 (25点)	(7)	執行体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	5	第5条第4号	(様式2) 3(1)ア	
		人的な能力、執行体制	委託業務のチェック体制			業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	(様式2) 3(1)イ
		人材育成等	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場における各種ハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況			(様式2) 3(1)ウ	
	(8)	財政的な能力	財政状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	10	第5条第5号	令和7年度の事業計画書、収支予算書、直近年度の事業実績書、直近の3事業年度分の決算書等、(様式3)
	(9)	コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)	4	第5条第3号	(様式2) 3(2)ア
			環境への配慮	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組			(様式2) 3(2)イ
		障害者への配慮	法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 手話言語条例への対応	(様式2) 3(2)ウ			
		社会貢献	社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標)への取組、人権への配慮	(様式2) 3(2)エ			
	(10)	事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応	募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	3	第5条第3号	(様式2) 3(3)ア
			個人情報保護の考え方	個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況			(様式2) 3(3)イ
(11)	これまでの実績	これまでの実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 県又は他の自治体における指定取消しの有無	3	第5条第3号 第5条第4号	(様式2) 3(4)	

○積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。
○積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

5 評価結果

申請団体は1団体のみであったため、当該申請者の提案内容が県の求める水準を満たしているかを確認するための評価を行うこととした。

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人神奈川県労働福祉協会（横浜市中区）	43	20	19	82

6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益財団法人神奈川県労働福祉協会
-----	------------------

(1) 提案の概要

I サービスの向上

(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

会議室やホール等の施設の利用促進や管理・運営の効率化にとどまらず、労働分野における当協会独自の機能を総合的に提供することにより、「労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供するための施設」として、一層充実させることを目指す。

施設・設備の維持管理においては、専門性が求められる業務や法令に基づく点検業務等について、外部の専門業者に委託することとし、高度な技術と知見を効果的に活用しながら、業務の効率化とサービス品質の向上を図る。

(2) 施設の維持管理

施設の安全・衛生を確保し、施設の老朽化に対応しながら、利用者が快適に過ごせる環境を提供する。

(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

ア 利用促進のための取組

労働者が健康で充実した生活を送るための支援を強化し、利用者の多様なニーズに応える環境づくりを進める。

WEB会議用施設の充実、イベント開催の強化、デジタルを活用した広報戦略などを実施し、利用者にとって魅力的な施設へと進化させる。

<指定管理期間中の利用者数、利用率の目標>

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
利用人数	220,000人	250,000人	280,000人	310,000人	340,000人
利用率	35.0%	37.5%	40.0%	41.5%	43.0%

イ 利用者への対応

利用者満足度調査や自主講座終了時のアンケート等により利用者ニーズを把握し、事業等に反映させていく。手話言語条例を尊重し、筆談ボードを受付窓口を設置することや当協会職員向けの手話講習会開催等の取組を行う。

ウ 利用料金

利用率の低い日曜・祝日の料金引き下げや、新たなサービスプランの導入により利用頻度の向上を目指す。

(4) 事故防止等安全管理

ア 日常時の安全管理

施設の定期点検と保守を徹底するとともに、監視カメラや非常通報装置により、犯罪や不審者の対策を強化する。また、施設職員には定期的な安全研修を実施することで、ヒューマンエラーの防止に努める。

イ 緊急時の対応

利用者の安全を第一とした対応方針を定めており、緊急時には危機管理対策本部や危機対策チームを設置することとしている。また、かながわ労働プラザ事業継続計画（BCP）を策定し、大震災等の発生時においても、可能な限り施設の機能を県民に提供するため対策を講じている。

(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり

雇用や自主事業の実施において、地域人材を積極的に活用していく。ボランティア団体等の育成・連携の取組として、活動の場の提供や活動内容の広報等を通じて団体への支援を行っている。

II 管理経費の節減等

(6) 節減努力等

現在の社会情勢を踏まえ、限られた資源を有効活用しながら、持続可能で質の高いサービスを提供できるよう努める。なお、経費の積算では、指定管理料について、県の積算額（5年総額：66,795千円）に対し、当協会は66,750千円とする。

III 団体の業務遂行能力

(7) 人的な能力、執行体制

ア 執行体制

本施設をはじめとして複数の類似施設を運営してきた当協会の他の施設によるバックアップ等により効果的な管理運営を図る。

イ 委託業務のチェック体制

専門的能力・資格等が必要な業務については、当協会の財務会計規程、入札基準、随意契約基準等に基づき委託業者を選定、「プラザ施設維持管理推進会議」で、委託業務の実施スケジュール確認や意見交換等を実施する。

ウ 人材育成等

組織目標の設定やITツールの導入等により、労働時間の短縮に取り組むとともに、ハラスメント対策研修を実施するなど、働きやすい職場づくりに向けた改善を進める。

(8) 財政的な能力

協会のあらゆる事業について、経営感覚をもって必要な見直しを行い、最小限の費用で最大限の効果をあげられるよう取り組む。

(9) コンプライアンス、社会貢献

ア 諸規程の整備

公益財団法人として社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保を図るため、役職員に法令及び諸規定の遵守を徹底し、説明責任を重視した事業運営に取り組んでいる。

過去3年間に労働基準監督署、年金事務所等から受けた指摘事項はない。

イ 環境への配慮

省エネルギー対策など環境に配慮した取組を進めるとともに、再生可能エネルギー電力導入の取組をみえる化し、環境意識を高める啓発の場としての役割も果たしていく。

ウ 障害者への配慮

令和7年6月1日現在、障害者雇用促進法の法定雇用率を達成している。今後も達成を継続するとともに、さらなる雇用率の向上に取り組む。

エ 社会貢献

当協会は、労働者の福祉の充実及び雇用安定に寄与することを目的に設立された公益財団法人であるが、この目的の達成を追求するのみならず、積極的に社会的な役割を果たすべく、雇用促進、地域貢献、ボランティア活動、寄付活動等に取り組んでいく。

(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

ア 事故・不祥事への対応

過去3年間に、重大な事故や不祥事は発生していない。

イ 個人情報保護の考え方

個人情報保護法や県個人情報保護条例を踏まえ、個人情報保護規程を定め、適正な個人情報保護の取扱いに努めている。情報セキュリティに関する研修を定期的実施し、ノウハウの陳腐化や知識の形骸化の防止に努めている。

(11) これまでの実績

県から複数の類似施設の管理運営を受託した実績があるほか、川崎市の施設について、指定管理者として管理運営を実施している。神奈川県立かながわ労働プラザについても、設立当時の管理運営の受託を経て、平成18年度以降は指定管理者として管理運営を行っている。県又は他の自治体における指定取消しの実績はない。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会と しての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	施設運営の考え方、運営方針等	○ 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○ 業務の一部を委託する場合の業務内容等	10	8	8	8	10	10	9
	施設・設備の維持管理	○ 清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務、管理施設の適切な修繕等についての実施方針	5	3	3	4	4	3	3
	利用促進のための取組	○ 労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供するための施設であることを踏まえつつ、労働者に限らず、より多くの利用を促すための、施設利用者のニーズに応じた取組 ○ より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	15	9	12	12	12	12	11
		○ 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	3	4	4	4	4	4
	利用者への対応	○ サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○ 手話言語条例への対応	5	3	4	4	5	4	4
	利用料金	○ 利用料金の設定、減免の考え方	5	3	4	4	5	4	4
	日常時の安全管理	○ 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5	3	4	5	5	4	4
	緊急時の対応	○ 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ○ 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）							
	地域との連携	○ 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○ 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	3	4	4	5	4	4
	管理経費の節減等	指定管理料の提案額	「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額	20					
		提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額） ×20							

団体の業務遂行能力	執行体制	○ 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況								
	委託業務のチェック体制	○ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	5	3	3	4	5	4		4
	人材育成等	○ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場における各種ハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況								
	財政状況	○ 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	10	6	6	8	6	6		6
	諸規程の整備	○ 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）								
	環境への配慮	○ 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○ 再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組								
	障害者への配慮	○ 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○ 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○ 手話言語条例への対応	4	3	3	3	4	3		3
	社会貢献	○ 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組、人権への配慮								
	事故・不祥事への対応	○ 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	3	3	3	3	3	3		3
	個人情報保護の考え方	○ 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況								
	これまでの実績	○ 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○ 県又は他の自治体における指定取消しの有無	3	3	3	3	3	3		3
	合 計									82

(3) 評価講評

- 委員会として、提案者は指定管理者候補として適切であると判断した。
- 評価できる点は、次のようなものがあった。
 - ・ 社会的インフラ、福祉への高い意識を有している。
 - ・ 安全管理やコンプライアンス、社会貢献、職場環境についての体制、ガバナンスについては適切とみられること、また、その点をきちんとアピールしていた点は適正な管理を目指すものと捉えられる。
 - ・ 本施設は、災害発生時における地域の拠点となるが、緊急時の危機管理体制が整っていることは安心できる。
 - ・ WEB活用など、時代の趨勢に合わせた業務運営をしようとの努力が見られる。
- 今後の取組の課題・期待としては次のようなものがあった。
 - ・ アンケートでよい評価を受けているため、引き続き、利用者ニーズを踏まえた効率的な運営を実施していただきたい。
 - ・ 労働プラザ単体での収益性確保という課題克服に向けた見通しがに立っているとまでは言えず、この点については、指定管理や本施設のあり方も含め、県としても今後検討いただければと思う。
 - ・ 職員の多くが有期雇用者であり、安定した施設運営には人材の確保・育成が課題である。
 - ・ 利用者増のための工夫として、施設紹介や利用方法、料金に係る広報に注力すべき。

7 議事概要（主要論点）

<審査項目「施設運営の考え方、運営方針等」についての審査過程>

(E委員) 労働者の支援や公益性は理解されていると思った。業務委託も進めており、これまでトラブルもなく減点する理由はないと考える。

(A委員) 特にマイナスとなるところはないが、大変優れているという要素もなかったため8点とした。

(C委員) 公共の施設としての役割、その中で収益を出すことの難しさはあると思うが、公共施設であることを利用して収益を上げるところまでの計画ではなく、8点と評価した。

(座長) では、この項目については、委員会としての評価を平均の9点とする。

<審査項目「利用促進のための取組（配点15点項目）」についての審査過程>

(A委員) 当該施設が様々な取組を行っていることを、今回改めて知ったことから、広報が十分でないと感じた。

(座長) 他委員は評価点に大きな差がないため、委員会としての評価を平均の11点とする。

<審査項目「緊急時の対応」についての審査過程>

(A委員) 緊急時のマニュアル等は用意されているが、普通レベルの内容であり評価を3点とした。

(D委員) そういった観点では大変優れているとは言えないかもしれないが、緊急時の連絡体制などの備えはしっかりしている。

(B委員) 安全マニュアルは作成され緊急訓練も実施されており4点と評価した。また、地域防災拠点として、体制が構築されていることは地域としても安心できる。

<審査項目「指定管理料の提案額」についての審査過程>

(B委員) 積算に誤りはないと思うがいかがか。

(E委員) 誤り等は特にない。

(座長) では、この項目については、委員会としての評価を20点とする。

<審査項目「執行体制、委託業務のチェック体制、人材育成等」についての審査過程>

(C委員) 指定管理という制約がある中でも、できるだけトレーニングを行っていこうという取組が確認できた。職場環境に関することもきちんと取り組まれている。

(B委員) 3点とした。ほとんどが非常勤職員で、指定管理期間があるなかで有期雇用としている事情があるにせよ、雇用の安定性で不安がある。専門性の高い事業の企画運営等に非常勤職員を配置することについて疑問であった。

(座長) では、この項目については、委員会としての評価を平均の4点とする。

<審査項目「諸規程の整備、環境への配慮、障害者への配慮、社会貢献」についての審査過程>

(C委員) 一通りの整備はされており、障害者の法定雇用率を達成していることは評価に値する。

(B委員) 障害者の雇用や手話講習会など、ともに生きる社会への対応も示されていて評価できる。諸規定については非常勤職員の就業規則は提出がなく、細かい待遇等がどのようになっているかまでは確認できなかったが、法令遵守の取組については理事が執行状況を監督することであり、法令遵守が確実に見込めるような具体的な取組が必要と感じ3点とした。

(座長) では、この項目については、委員会としての評価を平均の4点(※)とする。

※ 次の審査項目内で評価点の修正あり

<審査項目「事故・不祥事への対応、個人情報保護の考え方」についての審査過程>

(A委員) 今まで不祥事はなかったということだが、把握しきれていない可能性もあるので、不祥事対策の経験がないため、今後発生した際にしっかり対応できるのかが不安要素でもある。

(D委員) 過去3年間において無事故という事実は評価できるため、3点とした。

(C委員) この採点方式だと、この項目は過去に不祥事を起こしている場合の評価となる。

(E委員) それを踏まえると、先ほどの「諸規程の整備、環境への配慮、障害者への配慮、社会貢献」の評価を3に変更したい。

(C委員) 同じく、「諸規程の整備、環境への配慮、障害者への配慮、社会貢献」の評価を3に変更したい。

(座長) では、「諸規程の整備、環境への配慮、障害者への配慮、社会貢献」は、両委員の評価を修正し、委員会としての評価を平均の3点に修正し、「事故・不祥事への対応、個人情報保護の考え方」は、委員会としての評価を平均の3点とする。